令和7年度 北区職員(技能VI)募集案内

令和7年10月15日 東 京 都 北 区

1 職種(職務名)・採用予定数・勤務場所等

職種(職務名)	採用予定数	職務内容	勤務場所
技能Ⅵ(作業Ⅲ)	若干名	ごみ収集作業・ 排出指導等の職務	北区清掃事務所 ※室内・敷地内禁煙

2 受験資格

- (1) 国籍を問わず、平成3年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方
- (2) 現に北区の常勤職員でない方 (育児休業代替任期付職員、臨時的任用職員、教育公務員は除く)
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方(4頁参考欄参照)は受験できません。
- ※ 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2 (永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者) に掲げる在留資格を有する者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

3 採用予定日

令和8年4月1日以降

4 選考方法・日程等

(1)第一次選考

実 施 日	令和7年11月23日(日)		(集合時間・会場等の詳細は、
選考会場	区内施設		受験票に記載します。)
選考方法	作文	課題式により800字程度(1時間)	
結果発表 令和7年12月中旬予定(合否にかかわらず本人宛通知します。)			

(2) 第二次選考(第一次選考合格者に対して、下記により行います。)

実 施 日	令和7年12月下旬予定	(集合時間及び会場等は、第一次
選考会場	区内施設	選考合格通知とあわせてお知らせします。)
選考方法	個別面接、握力測定	
結果発表	令和8年1月上旬予定(合否にかかわらず本人宛通知します。)	

5 受験手続

(1) 申込

申込方法	下記申込URL、または二次元コードより申込フォームにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しく入力して、下記申込期間中に申請してください。
申込URL	令和7年度北区職員 (技能VI)採用選考申込(LoGoフォーム) https://logoform.jp/form/VNHo/1240471
申込期間	令和7年10月15日(水)午前9時から 令和7年11月 4日(火)午後5時まで【期間内受信有効】

- ※申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨のメールが自動送信されますので、メールが届かない場合は申込期間中に必ず下記問い合わせ先までご連絡ください。
- ※システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルは、責任を負いません。

(2) 受験票送付

申込期間終了後に電子メールにて、受験票の案内メールを送信します。メールが届いたら、受験票を印刷して選考当日持参してください。 また、令和7年11月14日(金)までにメールが届かない場合は、11月17

また、令和7年11月14日(金)までにメールが届かない場合は、11月17日(月)以降に、下記問い合わせ先までご連絡ください。

6 勤務条件

(1) 給与等(令和7年4月1日現在)

年齢	初任給(地域手当含む)	その他の手当
20歳	約218,760円	条例等の定めるところにより、扶養手 当・住居手当・通勤手当・期末手当・
30歳	約246,240円	ヨ・住居子ヨ・週勤子ヨ・朔木子ヨ・ 勤勉手当などが支給されます。

- ※ 昇給は、原則として年1回行われます。
- ※ 採用までに給与改定等があった場合には、その額によります。

(2) 勤務時間等

勤務日 月曜日~土曜日

休日及び年末年始に勤務が割り振られる場合もあります。

週休日 日曜日及び4週間ごとに4日

勤務時間 原則として、午前7時40分~午後4時25分、休憩時間を除き

1日7時間45分(1週間あたり平均38時間45分勤務)

(3) 有給休暇等

年次有給休暇は、1年度に20日付与されます。 その他に夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度があります。

(4) 福利厚生

共済制度等 東京都職員共済組合、特別区職員互助組合及び北区職員互助会に加入することになり、健康保険をはじめ各種の福利厚生制度があります。

健康管理 年1回、定期健康診断のほか消化器系検診・婦人科検診等を実施 しています。

《参考》地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、 又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- − 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに 規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (注)民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規程により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

【問い合わせ先】

北区総務部職員課人事係 (第一庁舎3階8番) 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 1203-3908-8031 (直通) (土日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで)